

平成31年度税制改正法案で明らかになったこと ～改正税法の適用開始時期～ (その4)

改正税法の適用開始時期（施行期日）については、附則に定められています。附則第1条（施行期日）では、「この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。」としています。

そのため、改正税法について附則に定められている経過措置にも注意を払って施行日を確認しておかなければなりません。そこで、資産税関連の改正項目で平成31年4月1日以外の施行日とされる主なものについて、解説します。

1. 附則第1条（施行期日）

施行年月日	附則の条文	改正条文	改正内容
平成31年7月1日	附則1①三〇	相法4②	特別寄与者が特別寄与料を取得した場合、遺贈による取得とみなす
		相法13④	特別寄与料を支払った場合、相続財産から債務控除
		相法31②	特別寄与料の支払いに関連して、修正申告が必要な場合の特則
		相法32①三、七	特別寄与料の支払いに関連して、更正の請求が必要な場合の特則
平成32年4月1日	附則1①七〇	相法23の2	配偶者居住権等の評価
平成34年4月1日	附則1①十一イ	相法19の3①	未成年者控除の年齢を18歳に引き下げる
		相法21の9①④	相続時精算課税を選択する場合の受贈者の年齢を18歳に引き下げる

2. 相続税法の一部改正に伴う経過措置（附則第23条）

(1) 相法19の3（未成年者控除）・相法21の9（相続時精算課税）

未成年者控除及び相続時精算課税の対象者の年齢を20歳から18歳へ引下げる改正は、「平成34年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。」としています。

(2) 相法32（更正の請求の特則）

特別寄与料を支払った場合の更正の請求の特則についての改正は、「平成31年7月1日以後に開始する相続に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に開始した相続によって返還すべき、又は弁償すべき額に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。」としています。

3. 相続税及び贈与税の特則に関する経過措置（附則第79条）

(1) 措法69の4（小規模宅地等の特則）

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る小規模宅地等の特則（特定事業用宅地等）の適用については、平成31年4月1日以後に新たに事業の用に供された一定の宅地等について適用する。

(2) 措法70の2の2（教育資金の贈与）

適用期限を平成33年3月31日まで延長、前年分の合計所得金額1,000万円以下の者に限定、贈与者の死亡前3年以内の贈与について管理残額は生前贈与加算（二割加算対象外、管理残額は遺贈とみなさない）などの改正は、平成31年4月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

23歳以上の者の教育資金の範囲の見直し及び受贈者が30歳に達した場合でも一定の場合に管理契約は最長40歳まで終了しない旨の改正は、平成31年7月1日から適用する。

(3) 成年年齢の引き下げ（措法70の2の5～7、70の7、70の7の5）

贈与税の税率の特則、相続時精算課税適用者の特則、非上場株式についての贈与税の納税猶予（一般措置及び特例措置）については、平成34年4月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

(4) 措法70の6の8、70の6の10（個人版事業承継税制）

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特則については、平成31年1月1日以後に贈与（相続又は遺贈）により取得する特定事業用資産に係る贈与税（相続税）について適用する。